官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五八）　二
○証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（同五九）　三
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛二）　四
○産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　四
○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一〇）　五
○農林中央金庫法施行規則及び内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産八）　三五
〔省　令〕
○無線設備規則の一部を改正する省令（総務八四）　四〇
○電気通信事業法施行規則及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令（同八五）　四〇
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（同八六）　四三
○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　四八
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）　四八
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　五〇
○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　四八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働一一〇）　四九
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（同一一一）　一五五
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（同一一二）　一八三
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四八）　一八三
○農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（同四九）　一八九
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・環境一）　一九〇
○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・国土交通・環境一）　一九〇
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境三）　一九〇
○農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令（同四）　一九〇
○農薬取締法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（同五）　一九〇
○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則（経済産業五八）　二〇一
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・国土交通・環境一）　二〇三
○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・環境九）　二〇三
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六五）　二〇三
○環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（環境一九）　二〇五
〔法規的告示〕
○農林中央金庫法施行規則第百条の二の三第一項第一号の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率を定める件（金融庁・農林水産六）　二〇九
○財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等及び財務省が他の行政機関と共同で所管する公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件（平成十六年三月財務省告示第百四十九号）の一部を改正する件（財務一八一）　二一〇

（以下次のページへ続く）